



平田村公告第106号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。

令和8年3月11日

平田村長 澤村和明



1. 地域計画を変更した地区

- (1) 永田地区（永田集落）
- (2) 下蓬田地区（下蓬田集落）
- (3) 打違内地区（打違内集落）
- (4) 乙空釜地区（乙空釜集落）
- (5) 上蓬田地区（上蓬田集落）
- (6) 蓬田新田地区（蓬田新田集落）
- (7) 九生滝地区（九生滝集落）
- (8) 鴫子地区（鴫子集落）
- (9) 小平地区（小平集落）
- (10) 西山第一地区（西山第一集落）
- (11) 下北方地区（下北方集落）
- (12) 中倉第二地区（中倉第二集落）
- (13) 上北方地方（小平字田中、東山字宮ノ田和、北方字左畝内、宮田、寺屋敷、橋場、七合地、孫内、中原、金作、五反田、羽貫田、大ノ内、皿目木、駒形字小館、金作、十文字）

2. 縦覧場所

平田村役場 産業建設課

平田村大字永田字切田116番地